

監 査 結 果 報 告 書
(平成24年7月27日付け報告)

企 監 第 1 3 号
平成24年7月27日

大阪広域水道企業団議会議長 様

大阪広域水道企業団監査委員 坪内
同 上西 克



監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により監査を執行した結果を、同条第9項の規定により下記のとおり報告します。

記

別紙監査の結果のとおり

監査の結果

1. 監査の概要

(1) 監査の範囲

平成 22 年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査対象機関

所管部	監査対象機関
経営管理部	経営管理部
事業管理部	事業管理部、村野浄水場、庭窪浄水場、送水管理センター、北部水道事業所、東部水道事業所、南部水道事業所、水質管理センター

(3) 監査実施日

平成 24 年 1 月 24 日～平成 24 年 2 月 14 日

(4) 監査の実施方針

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行が、適正かつ効率的・能率的に行われているかを主眼として監査した。

2. 監査の結果

(1) 指示事項（効率性・経済性・有効性等の観点から改善・検討を指示するのが適当と認めたもの）

ア 財産関係

（南部水道事業所）

南部水道事業所内に保管されている在庫に関して確認したところ、過去に老朽化等に伴って取替や撤去を行った際の撤去品については、その使用可能性を認めスクラップせずに現場から事業所へ持ち帰り、保管しているものがあった。これらについては、資産計上せず、緊急の対応時に使用できるものを活用しているが、現在事業所内で保管している撤去品については、再使用の可能性等を検証した上で作成された一覧表に基づき、適正に管理されたい。

上記事項のほか、監査対象機関の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正であることを認めた。

参 考 資 料

指示事項

	No.	頁
(1) 財産関係		
・南部水道事業所（撤去品の管理について）	----- 1	1

指 摘 ・ 指 示 事 項 票

No. 1

監査(検査) 対 象 機 関 (会 計)	南部水道事業所	監査(検査) 実施年月日	平成24年2月14日から 平成一年一月一日まで
処理区分	指示事項	事務区分	財産
<p>指示事項</p> <p>南部水道事業所内に保管されている在庫に関して確認したところ、過去に老朽化等に伴って取替や撤去を行った際の撤去品については、その使用可能性を認めスクラップせずに現場から事業所へ持ち帰り、保管しているものがあつた。これらについては、資産計上せず、緊急の対応時に使用できるものを活用しているが、現在事業所内で保管している撤去品については、再使用の可能性等を検証した上で作成された一覧表に基づき、適正に管理されたい。</p>			
<p>指示事項の内容等</p> <p>南部水道事業所内に保管されている在庫に関して確認したところ、過去に老朽化等に伴って取替や撤去を行った際の撤去品については、その使用可能性を認めスクラップせずに現場から事業所へ持ち帰り、保管しているものがあつた。これらについては、資産計上せず、緊急の対応時に使用できるものを活用していた。このような資産についてはそもそも老朽化等によって撤去したものであり、その耐用年数も経過していると考えられたため、その資産価値を明確に示すことができないと考えられるため、通常の在庫とは明確に区別して管理する必要がある。</p> <p>南部水道事業所ではこのような資産については、再使用の可能性等を検証した上で、別途一覧表などを作成して、適正に出庫管理を行うべく業務をすすめており、今後は新たに撤去した資産は持ち帰らずにスクラップ処分する方針である。</p> <p>現在事業所内で保管している撤去品については、作成された一覧表に基づき、適正に管理されたい。</p>			

企 監 第 1 3 号
平成24年7月27日

大阪広域水道企業団議会議長 様

大阪広域水道企業団監査委員
同

坪内
上西



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を執行した結果を、同条第3項の規定により下記のとおり報告します。

記

別紙検査のとおり

検査の結果

1. 検査の概要

(1) 検査の範囲

平成23年11月から平成24年3月における水道事業会計及び工業用水道事業会計に係る現金の出納・保管

(2) 検査対象会計

水道事業会計及び工業用水道事業会計

(3) 検査実施日

平成24年1月23日から平成24年4月27日まで

(4) 検査実施方針

現金の出納・保管が適正かつ正確、确实、有利に行われていたかを検査した。

2. 検査の結果

現金の出納・保管は、適正であることを認めた。